

宮城県地域防災計画【津波災害対策編】新旧対照表（案）

| 頁 | 現行（平成31年2月） | 修正後 | 備考 |
|---|---|---|------------------|
| 4 | <p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1節 計画の目的と構成 (略)</p> <p>第5 基本方針 (略)</p> <p>5 自助・共助による取組の強化 大規模災害時に県民の命を守ることは、行政による応急活動だけでは困難であり、県民一人ひとりが防災に対する意識を高め、県民、事業者自らがそれぞれ事前の対策で被害を減らすとともに、行政も後押しすることが必要である。 そのため、国、県、市町村及び防災関係機関の適切な役割分担及び相互の連携協力を確保することと合わせ、「<u>自らの身の安全は自らが守る</u>」との観点から、県民、事業者等様々な主体による「自助」・「共助」の取組を強化するとともに、県民等の協働により、組織・団体が積極的に地域を守るような社会の構築を推進する。</p> <p>(略)</p> | <p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1節 計画の目的と構成 (略)</p> <p>第5 基本方針 (略)</p> <p>5 自助・共助による取組の強化 大規模災害時に県民の命を守ることは、行政による応急活動だけでは困難であり、県民一人ひとりが防災に対する意識を高め、県民、事業者自らがそれぞれ事前の対策で被害を減らすとともに、行政も後押しすることが必要である。 そのため、国、県、市町村及び防災関係機関の適切な役割分担及び相互の連携協力を確保することと合わせ、<u>行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や地域の災害リスクととるべき避難行動等についての理解促進</u>、県民、事業者等様々な主体による「自助」・「共助」の取組を強化するとともに、県民等の協働により、組織・団体が積極的に地域を守るような社会の構築を推進する。</p> <p>(略)</p> | <p>防災基本計画の修正</p> |
| 7 | <p>第2節 各機関の役割と業務大綱 (略)</p> <p>第3 各機関の役割</p> <p>6 県民 県民一人ひとりには「<u>自らの身の安全は自ら守る</u>」ということを基本に、地震に関する知識、災害に対する平素の心得や災害発生時の心得など、平常時から地域、家庭、職場等で風水害等災害から身を守るために、積極的な取組に努める。</p> <p>(略)</p> | <p>第2節 各機関の役割と業務大綱 (略)</p> <p>第3 各機関の役割</p> <p>6 県民 県民一人ひとりには「<u>自らの命は自らが守る</u>」ということを基本に、地震に関する知識、災害に対する平素の心得や災害発生時の心得など、平常時から地域、家庭、職場等で風水害等災害から身を守るために、積極的な取組に努める。</p> <p>(略)</p> | <p>防災基本計画の修正</p> |

宮城県地域防災計画【津波災害対策編】新旧対照表（案）

| 頁 | 現行（平成31年2月） | 修正後 | 備考 |
|--------------|---|--|-----------------------------------|
| 36 | <p style="text-align: center;">第2章 災害予防対策</p> <p>第3節 海岸保全施設等の整備</p> <p>＜主な実施機関＞ 県(環境生活部, 農林水産部, 土木部), 沿岸市町, 東北森林管理局 (略)</p> | <p style="text-align: center;">第2章 災害予防対策</p> <p>第3節 海岸保全施設等の整備</p> <p>＜主な実施機関＞ 県(環境生活部, 農政部, 水産林政部, 土木部), 沿岸市町, 東北森林管理局 (略)</p> | 組織改編に伴う修正 |
| 40 | <p>第4節 交通施設の災害対策</p> <p>＜主な実施機関＞ 県(震災復興・企画部, 農林水産部, 土木部), 県警察本部, 沿岸市町, 東北地方整備局, 東京航空局仙台空港事務所, 東日本高速道路(株)東北支社, 東日本旅客鉄道(株)仙台支社, 仙台空港鉄道(株), 宮城県道路公社, 仙台市交通局, 仙台国際空港(株) (略)</p> | <p>第4節 交通施設の災害対策</p> <p>＜主な実施機関＞ 県(震災復興・企画部, 水産林政部, 土木部), 県警察本部, 沿岸市町, 東北地方整備局, 東京航空局仙台空港事務所, 東日本高速道路(株)東北支社, 東日本旅客鉄道(株)仙台支社, 仙台空港鉄道(株), 宮城県道路公社, 仙台市交通局, 仙台国際空港(株) (略)</p> | 組織改編に伴う修正 |
| 45 | <p>第5節 都市の防災対策</p> <p>＜主な実施機関＞ 県(総務部, 農林水産部, 土木部), 沿岸市町 (略)</p> | <p>第5節 都市の防災対策</p> <p>＜主な実施機関＞ 県(総務部, 農政部, 水産林政部, 土木部), 沿岸市町 (略)</p> | 組織改編に伴う修正 |
| 61 62 | <p>第9節 防災知識の普及</p> <p>第1 目的</p> <p><u>自らの身の安全は自らが守る</u>のが防災の基本であり, 県民はその自覚を持ち, 平常時より, 災害に対する備えを心がけるとともに, 発災時には<u>自らの身の安全を守るよう</u>行動することが重要である。また, 災害時には, 近隣の負傷者, 要配慮者を助ける, 指定緊急避難場所や指定避難所で自ら活動する, あるいは, 国, 公共機関, 地方公共団体等が行っている防災活動に協力するなど, 防災への寄与に努めることが求められる。</p> <p>第2 防災知識の普及, 徹底</p> <p>2 住民への防災知識の普及</p> <p>(2) ハザードマップ等の活用 (略) <u>(新規)</u></p> | <p>第9節 防災知識の普及</p> <p>第1 目的</p> <p><u>自らの命は自らが守る</u>のが防災の基本であり, 県民はその自覚を持ち, 平常時より, 災害に対する備えを心がけるとともに, 発災時には<u>自らの命を守るよう</u>行動することが重要である。また, 災害時には, 近隣の負傷者, 要配慮者を助ける, 指定緊急避難場所や指定避難所で自ら活動する, あるいは, 国, 公共機関, 地方公共団体等が行っている防災活動に協力するなど, 防災への寄与に努めることが求められる。</p> <p>第2 防災知識の普及, 徹底</p> <p>2 住民への防災知識の普及</p> <p>(2) ハザードマップ等の活用 (略) <u>(3) 専門家の活用</u> 県及び市町村は, 各地域において, 防災リーダーの育成等, 「自助」・「共助」の取組が適切かつ継続的に実施されるよう, 津波災害に関する専門家の活用を図る</p> | <p>防災基本計画の修正</p> <p>防災基本計画の修正</p> |

宮城県地域防災計画 [津波災害対策編] 新旧対照表 (案)

| 頁 | 現行 (平成 31 年 2 月) | 修正後 | 備考 |
|----|--|---|-----------|
| 67 | <p>(3) 普及・啓発の実施 (略)</p> <p>(4) 要配慮者及び観光客等への配慮 (略)</p> <p>(5) 災害時の連絡方法の普及 (略)</p> <p>(6) 相談窓口の設置 (略)</p> <p>第3 学校等教育機関における防災教育</p> <p>1 学校等教育機関は、県及び沿岸市町、防災関係機関と連携し、住んでいる地域の特徴や_____過去の津波の教訓等を踏まえた継続的な防災教育に努める。</p> | <p><u>ものとする。</u></p> <p>(4) 普及・啓発の実施 (略)</p> <p>(5) 要配慮者及び観光客等への配慮 (略)</p> <p>(6) 災害時の連絡方法の普及 (略)</p> <p>(7) 相談窓口の設置 (略)</p> <p>第3 学校等教育機関における防災教育</p> <p>1 学校等教育機関は、県及び沿岸市町、防災関係機関と連携し、住んでいる地域の特徴や<u>津波のリスク</u>、過去の津波の教訓等を踏まえた継続的な防災教育に努める。</p> | 防災基本計画の修正 |
| 81 | <p>第12節 ボランティアの受入れ (略)</p> <p>第3 災害ボランティア活動の環境整備</p> <p>県及び市町村は、日本赤十字社、社会福祉協議会、ボランティア団体及びNPO等との連携を図るとともに、中間支援組織(ボランティア団体・NPO等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織)を含めた連携体制の構築を図り、災害時において災害ボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。<u>その際、平常時の登録、研修制度、災害時における災害ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、災害ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について、整備を推進する。</u></p> | <p>第12節 ボランティアの受入れ (略)</p> <p>第3 災害ボランティア活動の環境整備</p> <p>県及び市町村は、日本赤十字社、社会福祉協議会、ボランティア団体及びNPO等との連携を図るとともに、中間支援組織(ボランティア団体・NPO等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織)を含めた連携体制の構築を図り、災害時において災害ボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。</p> <p><u>また、県及び市町村は、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、研修制度、災害時における災害ボランティア活動の受入れや、調整を行う体制、災害ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を推進するものとする。</u></p> | 防災基本計画の修正 |
| 85 | <p>第13節 企業等の防災対策の推進 (略)</p> <p>第2 企業等の役割 (略)</p> <p>2 県、市町村及び防災関係機関の役割 (略)</p> <p>(2) 企業防災の取組支援</p> <p>県及び市町村は、企業防災分野の進展に伴って増大することになる事業継続計画(BCP)策定支援及び事業継続マネジメント(BCM)構築支援等の高度なニーズへの対応に取り組む。</p> <p><u>(新規)</u></p> | <p>第13節 企業等の防災対策の推進 (略)</p> <p>第2 企業等の役割 (略)</p> <p>2 県、市町村及び防災関係機関の役割 (略)</p> <p>(2) 企業防災の取組支援</p> <p>県及び市町村は、企業防災分野の進展に伴って増大することになる事業継続計画(BCP)策定支援及び事業継続マネジメント(BCM)構築支援等の高度なニーズへの対応に取り組む。</p> <p><u>市町村、商工会・商工会議所は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく</u></p> | 防災基本計画の修正 |

宮城県地域防災計画【津波災害対策編】新旧対照表（案）

| 頁 | 現行（平成31年2月） | 修正後 | 備考 |
|-----|--|--|-----------------------|
| | | <p><u>取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。</u></p> <p><u>また、県及び市町村は、あらかじめ商工会・商工会議所と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努めるものとする。</u></p> | |
| 88 | <p>第15節 津波監視体制、伝達体制の整備</p> <p>＜主な実施機関＞ 県(総務部、<u>農林水産部</u>、土木部)、県警察本部、沿岸市町、東北地方整備局、仙台管区气象台、第二管区海上保安本部、東日本電信電話(株)宮城事業部</p> <p>(略)</p> | <p>第15節 津波監視体制、伝達体制の整備</p> <p>＜主な実施機関＞ 県(総務部、<u>水産林政部</u>、土木部)、県警察本部、沿岸市町、東北地方整備局、仙台管区气象台、第二管区海上保安本部、東日本電信電話(株)宮城事業部</p> <p>(略)</p> | 組織改編に伴う修正 |
| 89 | <p>第3節 避難指示(緊急)等の伝達体制の整備</p> <p>(略)</p> <p>2 沿岸市町の対応</p> <p>(1) 避難指示(緊急)等の発令基準の設定</p> <p>イ 発令基準の策定・見直し</p> <p>沿岸市町は、津波警報等の内容に応じた避難指示(緊急)等の具体的な発令基準をあらかじめ定める。発令基準の策定・見直しに当たっては、「避難勧告等に関するガイドライン」(<u>平成29年1月</u>)を踏まえるとともに、災害の危険度を表す情報等の活用について、それらの情報を取り扱う県や気象庁等との連携に努める。</p> | <p>第3節 避難指示(緊急)等の伝達体制の整備</p> <p>(略)</p> <p>2 沿岸市町の対応</p> <p>(1) 避難指示(緊急)等の発令基準の設定</p> <p>イ 発令基準の策定・見直し</p> <p>沿岸市町は、津波警報等の内容に応じた避難指示(緊急)等の具体的な発令基準をあらかじめ定める。発令基準の策定・見直しに当たっては、「避難勧告等に関するガイドライン」(<u>平成31年3月</u>)を踏まえるとともに、災害の危険度を表す情報等の活用について、それらの情報を取り扱う県や気象庁等との連携に努める。</p> | 時点修正 |
| 117 | <p>第19節 相互応援体制の整備</p> <p>(略)</p> <p>第7節 他都道府県との応援体制の整備</p> <p>1 北海道・東北8道県における相互応援</p> <p>県は、<u>応急措置を実施するため必要があると認めるときは</u>、北海道及び新潟県を含む東北8道県で締結した「大規模災害時の北海道・東北8道県相互応援に関する協定」に基づき、<u>応援を要請する。</u></p> <p>また、県は、複数の自治体からの応援を速やかに受け入れ、その支援を調整し、被災市町村支援に活用する<u>受援計画やマニュアルを策定するなど</u>、円滑に応援を受け入れるための体制を整備する。</p> <p>(略)</p> | <p>第19節 相互応援体制の整備</p> <p>(略)</p> <p>第7節 他都道府県との応援体制の整備</p> <p>1 北海道・東北8道県における相互応援</p> <p>県は、<u>北海道及び新潟県を含む東北8道県で締結した「大規模災害時の北海道・東北8道県相互応援に関する協定」に基づき相互応援・受援の実効性を高めるため、相互の連携強化に努める。</u></p> <p>また、県は、複数の自治体からの応援を速やかに受け入れ、その支援を調整し、被災市町村支援を行うため、「<u>宮城県災害時広域受援計画</u>」に基づき、円滑に応援を受け入れるための体制を整備する。</p> <p>(略)</p> | 記述の適正化 受援計画策定による修正 |
| 118 | <p>2 全国知事会における相互応援</p> | <p>2 全国知事会における相互応援</p> | |

宮城県地域防災計画【津波災害対策編】新旧対照表（案）

| 頁 | 現行（平成31年2月） | 修正後 | 備考 |
|-----|--|--|-----------|
| 151 | <p>る場所としての指定緊急避難場所（津波避難ビル等を含む。）及び避難路・避難階段等の整備など、災害発生後に住民や外来者が円滑に避難できるよう、避難対策を強化する</p> <p>_____。</p> <p>（略）</p> <p>第11 津波避難計画の策定</p> <p>1 沿岸市町の対応</p> <p>(1) 津波避難計画の策定及び周知徹底</p> <p>（略）</p> <p>なお、避難指示（緊急）等を行う具体的な発令基準及び伝達方法の設定にあたっては、「避難勧告等に関するガイドライン」（平成29年1月）を参考とする。</p> <p>（略）</p> | <p>る場所としての指定緊急避難場所（津波避難ビル等を含む。）及び避難路・避難階段等の整備など、災害発生後に住民や外来者が円滑に避難できるよう、避難対策を強化するとともに、防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉の連携により、高齢者の避難行動に対する理解の促進を図るものとする。</p> <p>（略）</p> <p>第11 津波避難計画の策定</p> <p>1 沿岸市町の対応</p> <p>(1) 津波避難計画の策定及び周知徹底</p> <p>（略）</p> <p>なお、避難指示（緊急）等を行う具体的な発令基準及び伝達方法の設定にあたっては、「避難勧告等に関するガイドライン」（平成31年3月）を参考とする。</p> <p>（略）</p> | 時点修正 |
| 156 | <p>第24節 避難受入れ対策</p> <p><主な実施機関></p> <p>県(総務部, 震災復興・企画部, 環境生活部, 保健福祉部, <u>農林水産部</u>, 土木部, 教育庁), 県警察本部, 沿岸市町</p> <p>（略）</p> | <p>第24節 避難受入れ対策</p> <p><主な実施機関></p> <p>県(総務部, 震災復興・企画部, 環境生活部, 保健福祉部, _____, 土木部, 教育庁), 県警察本部, 沿岸市町</p> <p>（略）</p> | 記述の適正化 |
| 164 | <p>第25節 食料、飲料水及び生活物資の確保</p> <p><主な実施機関></p> <p>県(総務部, 震災復興・企画部, 環境生活部, 保健福祉部, 経済商工観光部, <u>農林水産部</u>, 企業局), 沿岸市町, 東北農政局, (公社)宮城県トラック協会</p> <p>（略）</p> | <p>第25節 食料、飲料水及び生活物資の確保</p> <p><主な実施機関></p> <p>県(総務部, 震災復興・企画部, 環境生活部, 保健福祉部, 経済商工観光部, <u>農政部</u>, <u>水産林政部</u>, 企業局), 沿岸市町, 東北農政局, (公社)宮城県トラック協会</p> <p>（略）</p> | 組織改編に伴う修正 |
| 181 | <p>第28節 災害廃棄物対策</p> <p><主な実施機関></p> <p>県(環境生活部, 保健福祉部, <u>農林水産部</u>, 土木部), 沿岸市町, 東北地方環境事務所</p> <p>（略）</p> | <p>第28節 災害廃棄物対策</p> <p><主な実施機関></p> <p>県(環境生活部, 保健福祉部, <u>農政部</u>, <u>水産林政部</u>, 土木部), 沿岸市町, 東北地方環境事務所</p> <p>（略）</p> | 組織改編に伴う修正 |

宮城県地域防災計画【津波災害対策編】新旧対照表（案）

| 頁 | 現行（平成31年2月） | 修正後 | 備考 |
|-----|--|---|---|
| 214 | <p>2 全国知事会における相互応援</p> <p>県は、「大規模災害時の北海道・東北8道県相互応援に関する協定」における応援活動をもっても十分な応急対策の実施ができない場合には、<u> </u>「全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定」に基づく<u> </u>応援の要請を行う。</p> <p>(略)</p> | <p>2 全国知事会に対する応援要請</p> <p>北海道東北ブロック幹事県は、「大規模災害時の北海道・東北8道県相互応援に関する協定」における応援活動をもっても十分な応急対策の実施ができない場合には、<u>全国知事会に対し</u>「全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定」に基づく<u>広域</u>応援の要請を行う。</p> <p>(略)</p> | <p>全国都道府県広域応援協定の改正による修正</p> |
| 215 | <p><u>(新規)</u></p> <p>3 国への応援調整要求</p> <p>(略)</p> | <p>3 総務省の被災市区町村応援職員確保システムによる応援要請</p> <p>(1) 応援職員のニーズ等の把握</p> <p>県は、「被災市区町村応援職員確保システムに関する要綱」に基づき、被災市区町村における災害対応業務を支援するための応援職員のニーズ等を速やかに把握し、総務省及び北海道東北ブロック幹事県に連絡する。</p> <p>(2) 北海道東北ブロック幹事県への協力依頼</p> <p>県は、把握したニーズ等に対し、県内の市町村による応援職員の派遣だけでは被災市町において完結して災害対応業務を実施することが困難である場合又は困難であることが見込まれる場合には、北海道東北ブロック幹事県を通じてブロック内の地方公共団体に対し、被災市町への応援職員の派遣について協力を依頼する。</p> <p>(3) 対口支援団体の決定</p> <p>県は、対口支援団体が決定された場合には、被災市町に対し、決定された事項を速やかに連絡する。</p> <p>※ 対口支援（たいこうしえん）方式とは、被災市区町村ごとに都道府県又は指定都市を原則として1対1で割り当てることにより、担当する都道府県又は指定都市（以下「対口支援団体」という。）を決定し、対口支援団体が基本的に自ら完結して応援職員を派遣することをいう。</p> <p>4 国への応援調整要求</p> <p>(略)</p> | <p>被災市区町村応援職員確保システムの追記</p> <p>番号の修正</p> |

宮城県地域防災計画 [津波災害対策編] 新旧対照表 (案)

| 頁 | 現行 (平成 31 年 2 月) | 修正後 | 備考 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---------|--|---|----------------------|-------|---------|------------------------------|-------------|--------|---------|---|-------------|----------------------|--|-----|-------|---------|------------------------------|--|--------|---------|--|--|---------------------------------|
| 219 | <p>第5節 災害救助法の適用 (略)</p> <p>第3 救助の実施の委任 知事は、法第13条の規定に基づき、次の救助の実施を沿岸市町 _____ 長に委任することができる。同法施行令第17条の規定に基づき委任を通知した場合において、沿岸市町長は、当該事務を行わなければならない。</p> <p>(略)</p> | <p>第5節 災害救助法の適用 (略)</p> <p>第3 救助の実施の委任 知事は、法第13条の規定に基づき、次の救助の実施を沿岸市町 <u>(救助実施市 (法第2条の2第1項に定める市。以下同じ。)) を除く。</u> 長に委任することができる。同法施行令第17条の規定に基づき委任を通知した場合において、沿岸市町長は、当該事務を行わなければならない。</p> <p>(略)</p> | <p>救助実施市の指定に伴う修正</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 220 | <p>表1 災害の規模に応じた救助の実施者</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施者</th> <th>救助の種類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">局地災害の場合</td> <td>市町村 (県から即時に委任 (法第13条第1項))</td> </tr> <tr> <td><u>(新規)</u></td> </tr> <tr> <td>県 —</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">広域災害の場合</td> <td>市町村 県 _____ が行う以外の全ての救助 (県から即時に委任 (法第13条第1項))</td> </tr> <tr> <td><u>(新規)</u></td> </tr> <tr> <td>県 _____ 応急仮設住宅の供与</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>第4 救助実施市 救助実施市 <u>(法第2条の2第1項に定める市。以下同じ。)</u> の区域内においては、当該救助実施市が救助を実施する。</p> <p>(略)</p> | 実施者 | | 救助の種類 | 局地災害の場合 | 市町村 (県から即時に委任 (法第13条第1項)) | <u>(新規)</u> | 県 — | 広域災害の場合 | 市町村 県 _____ が行う以外の全ての救助 (県から即時に委任 (法第13条第1項)) | <u>(新規)</u> | 県 _____ 応急仮設住宅の供与 | <p>表1 災害の規模に応じた救助の実施者</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施者</th> <th>救助の種類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">局地災害の場合</td> <td>市町村 (県から即時に委任 (法第13条第1項))</td> </tr> <tr> <td><u>仙台市</u> <u>全ての救助 (救助実施市 (法第2条の2第1項))</u></td> </tr> <tr> <td>県 —</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">広域災害の場合</td> <td>市町村 県及び<u>仙台市</u>が行う以外の全ての救助 (県から即時に委任 (法第13条第1項))</td> </tr> <tr> <td><u>仙台市</u> <u>全ての救助 (救助実施市 (法第2条の2第1項))</u></td> </tr> <tr> <td>県 <u>仙台市を除く区域の</u>応急仮設住宅の供与</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>第4 救助実施市 救助実施市の区域内においては、当該救助実施市が救助を実施する。</p> <p>(略)</p> | 実施者 | 救助の種類 | 局地災害の場合 | 市町村 (県から即時に委任 (法第13条第1項)) | <u>仙台市</u> <u>全ての救助 (救助実施市 (法第2条の2第1項))</u> | 県 — | 広域災害の場合 | 市町村 県及び <u>仙台市</u> が行う以外の全ての救助 (県から即時に委任 (法第13条第1項)) | <u>仙台市</u> <u>全ての救助 (救助実施市 (法第2条の2第1項))</u> | 県 <u>仙台市を除く区域の</u> 応急仮設住宅の供与 |
| 実施者 | 救助の種類 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 局地災害の場合 | 市町村 (県から即時に委任 (法第13条第1項)) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | <u>(新規)</u> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 県 — | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 広域災害の場合 | 市町村 県 _____ が行う以外の全ての救助 (県から即時に委任 (法第13条第1項)) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | <u>(新規)</u> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 県 _____ 応急仮設住宅の供与 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 実施者 | 救助の種類 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 局地災害の場合 | 市町村 (県から即時に委任 (法第13条第1項)) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | <u>仙台市</u> <u>全ての救助 (救助実施市 (法第2条の2第1項))</u> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 県 — | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 広域災害の場合 | 市町村 県及び <u>仙台市</u> が行う以外の全ての救助 (県から即時に委任 (法第13条第1項)) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | <u>仙台市</u> <u>全ての救助 (救助実施市 (法第2条の2第1項))</u> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 県 <u>仙台市を除く区域の</u> 応急仮設住宅の供与 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 240 | <p>第10節 交通・輸送活動</p> <p><主な実施機関> 県(総務部, 震災復興・企画部, <u>農林水産部</u>, 土木部), 県警察本部, 沿岸市町, 自衛隊, 東北地方整備局, 東北運輸局, 第二管区海上保安本部, 東日本高速道路(株)東北支社, (公社)宮城県バス協会, 宮城交通(株), (公社)宮城県トラック協会, 宮城県道路公社</p> <p>(略)</p> | <p>第10節 交通・輸送活動</p> <p><主な実施機関> 県(総務部, 震災復興・企画部, <u>農政部</u>, <u>水産林政部</u>, 土木部), 県警察本部, 沿岸市町, 自衛隊, 東北地方整備局, 東北運輸局, 第二管区海上保安本部, 東日本高速道路(株)東北支社, (公社)宮城県バス協会, 宮城交通(株), (公社)宮城県トラック協会, 宮城県道路公社</p> <p>(略)</p> | <p>組織改編に伴う修正</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

宮城県地域防災計画 [津波災害対策編] 新旧対照表 (案)

| 頁 | 現行 (平成 31 年 2 月) | 修正後 | 備考 |
|-----|---|---|-----------|
| 275 | <p>第17節 食料, 飲料水及び生活必需品の調達・供給活動</p> <p><主な実施機関> 県(総務部, 環境生活部, 保健福祉部, 経済商工観光部, 農林水産部, 企業局), 沿岸市町, 東北農政局, 自衛隊, 日本赤十字社宮城県支部, (公社)宮城県トラック協会, 日本郵便(株)東北支社 (略)</p> | <p>第17節 食料, 飲料水及び生活必需品の調達・供給活動</p> <p><主な実施機関> 県(総務部, 環境生活部, 保健福祉部, 経済商工観光部, 農政部, 水産林政部, 企業局), 沿岸市町, 東北農政局, 自衛隊, 日本赤十字社宮城県支部, (公社)宮城県トラック協会, 日本郵便(株)東北支社 (略)</p> | 組織改編に伴う修正 |
| 290 | <p>第20節 災害廃棄物処理活動</p> <p><主な実施機関> 県(環境生活部, 農林水産部, 土木部), 沿岸市町, 東北地方環境事務所 (略)</p> | <p>第20節 災害廃棄物処理活動</p> <p><主な実施機関> 県(環境生活部, 農政部, 水産林政部, 土木部), 沿岸市町, 東北地方環境事務所 (略)</p> | 組織改編に伴う修正 |
| 303 | <p>第24節 公共土木施設等の応急対策 (略)</p> <p>第3 道路施設</p> <p>1 県及び沿岸市町の対応 (略)</p> <p>(2) 県農林水産部及び沿岸市町の対応 (略)</p> | <p>第24節 公共土木施設等の応急対策 (略)</p> <p>第3 道路施設</p> <p>1 県及び沿岸市町の対応 (略)</p> <p>(2) 県農政部, 水産林政部及び沿岸市町の対応 (略)</p> | 組織改編に伴う修正 |
| 323 | <p>第27節 農林水産業の応急対策</p> <p><主な実施機関> 県(環境生活部, 農林水産部), 沿岸市町 (略)</p> | <p>第27節 農林水産業の応急対策</p> <p><主な実施機関> 県(環境生活部, 農政部, 水産林政部), 沿岸市町 (略)</p> | 組織改編に伴う修正 |
| 327 | <p>第28節 二次災害・複合災害防止対策</p> <p><主な実施機関> 県(環境生活部, 農林水産部, 土木部, 企業局), 県警察本部, 沿岸市町, 各防災関係機関 (略)</p> | <p>第28節 二次災害・複合災害防止対策</p> <p><主な実施機関> 県(環境生活部, 農政部, 水産林政部, 土木部, 企業局), 県警察本部, 沿岸市町, 各防災関係機関 (略)</p> | 組織改編に伴う修正 |

宮城県地域防災計画【津波災害対策編】新旧対照表（案）

| 頁 | 現行（平成 31 年 2 月） | 修正後 | 備考 |
|-----|--|--|------------------|
| 352 | <p style="text-align: center;">第 4 章 災害復旧復興対策</p> <p>第 4 節 産業復興支援</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><主な実施機関> 県(経済商工観光部, <u>農林水産部</u>), 沿岸市町 (略)</p> </div> | <p style="text-align: center;">第 4 章 災害復旧復興対策</p> <p>第 4 節 産業復興支援</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><主な実施機関> 県(経済商工観光部, <u>農政部</u>, <u>水産林政部</u>), 沿岸市町 (略)</p> </div> | <p>組織改編に伴う修正</p> |